「四日市市議会基本条例(案)」に対する 意見募集の結果について

平成23年2月10日(木)から平成23年2月25日(金)までの間に、「四日市市議会基本条例(案)」に対する意見募集を行った結果は、次のとおりでした。

多数の貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

意見提出者数 6名

意見数 4 1 件

提出方法 電子メール1件 ファクス1件 郵送4件

意見の内容と市議会の考え方 別紙のとおり

問い合わせ

四日市市議会事務局 議事課 059-354-8259

「四日市市議会基本条例(案)」に対する意見の内容と市議会の考え方

No.	意見の内容	意見に対する市議会の考え方
条例	案全体について	
1	平成9年以降いくつかの改革に取り組んできたようですが、そういった改革が必ずしも軌道に乗っているかどうかはいささか疑問。改革の先陣におごることなく襟を正して活動していってほしい。	
2	議員の活動原則にもあるように、市民の代表であることを常に自覚し議員としての資質向上に努め誠実に職務を行ってもらえれば、私たち市民は安心して暮らせます。シティ・ミーティングや議会活動についての報告会が開かれても、上から目線の態度が見受けられるようでは残念です(市民が議員を先生と呼ぶこともおかしなもの)。議会基本条例にもとづいて、今一度真摯に向き合っているか確認し議会活動を行ってほしい。	本条例は、これまで本市議会が取り組んできた改革について、選挙により議員の構成が変わっても後退することのないよう明記するとともに、今後、目指すべき姿についても併せて規定したものです。市民の負託に応える責務を負っていることを改めて強く認識し、本条例の目的である、市政の発展及び市民等の生活及び福祉の向上に寄与できるよう議会活動に努めてまいりたいと考えております。
3	議会は活発な議論の場であり、議員はその責務がある。従ってマンネリ化を防ぎ、新しい息吹を持たせるとともに、長老のボス化利権を排するしくみを持つべき。議員の在任期間が30年を大きく越えないような原則を持つべきではないか。	議会は徹底した議論の場であり、議会として常に議会改革に取り組むことが重要であり、その姿勢を示すため本条例を制定するものです。在任期間が長い議員がみえることは事実ですが、これまでの経験を生かすとともに、様々な新たな政策を提案されております。よって、在任期間が長い議員が存在することが必ずしもマンネリ化を招くとは考えておりません。
4	四日市市をはじめ全国の自治体(行政)のパブリックコメント条例において、意見の提出期間は1カ月間が常識となっている中(イギリスでは3カ月が基本)、議会基本条例案という市民にとって極めて重要な条例案であるにもかかわらず、市民への説明機会もないまま、2週間余の意見提出期間しか設定されていないのは、市民の声を聞いたというアリバイづくりでしかないと批判されてもしかたがない。	議員間で議論を重ねた結果、条例案の策定に時間を要し、十分な説明機会を得ることや、意見を伺うための意見提出期間が十分確保できなかったことにつきましては残念に思います。 今後本条例の見直しを行う際には、十分な意見聴取の機会確保に努めてまいりたいと考えております。
5	条文内容全体を通して見たとき、執行機関に対しては義務規定が基本となっているのに対し、議会や議員自らに関する事項はほとんどが努力規定となっている。これは本来逆であり、本条例案が冒頭で掲げる二元代表制とも矛盾する。	本条例は、二元代表制における議会の役割とその基本理念、基本方針等を明記するとともに、市民、市の執行機関及び議会の関係を明らかにしたものであります。議会が第6条(議会の位置付け)に規定する権能を適切に発揮するためという視点から、それぞれの条項の規定の仕方について検討、調整を行った結果によるものです。

No.	意見の内容	意見に対する市議会の考え方		
6	市執行機関にかなりの負担を強いる 内容が多々見受けられるが、実質的に 対応が可能なのか。職員の労働強化 やそれに伴うコストの増加、それらが市 民に及ぼす影響などについて、事前に 十分な協議がされているのか。コスト が増加する場合、議員自ら議員報酬を 削減する覚悟があるのか。	本条例の規定内容については、順次執行機関と協議を行ってまいりました。 また、議員報酬については、第33条(議員報酬)に規定するように、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本とし、 定められるべきものと考えております。		
7	人口の大多数を占めるサラリーマン世帯の声を反映するため、サラリーマンが市議会議員になれるための休職制度の設置などの改革が必要ではないか(法改正が必要かもしれないが)。また、夜間や休日に議会を開催するなど、市民が参加しやすい議会運営の方法も併せて検討する必要がある。	ご提案いただいた夜間や休日の議会開催など、市民が参加しやすい議会運営については、第5条(基本方針)に規定する基本方針とも合致するところであります。今後、地方自治法の改正検討も進められると聞き及んでおります。		
前文	前文について			
8	「四日市市市民自治基本条例」が、まだ数年前に制定されたばかりとのこと。 民間企業でいう従業員規定なるものが 明確化されていなかったということか。 議員は、今まで何を基本に本務を全う されてきたのか不思議でならない。	「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」は平成17年に全国で初めて議員提案で制定された自治基本条例です。この市民自治基本条例は、本市の行政運営の基本理念を定めるとともに、住民、行政、議会の果たすべき役割を定めることによって、住民による住民のための自治を実現しようとするもので、議員は、この条例に規定された市議会議員としての責務にのっとって職務を遂行してきています。		
第2条	K(定義)について			
9	四日市市市民自治基本条例では、「事業者」という定義があり、NPO等の各種団体や企業なども念頭に置いた条例となっていたが、本条例案では、個人に限定されたものとなっている。事業者は公共を担う主体と位置づけられるべきであり、本条例においても「事業者」を含む条例とすべきではないか。	本条では、条例中でよく使う用語で明確な定義が必要なものについて定義をしています。ご指摘のとおり四日市市市民自治基本条例(理念条例)においては「事業者」について定義されていますが、本条例中では使用されていないため定義をしておりません。これは、本条例が市民自治基本条例における市議会の役割の具体化を図るという位置づけから、市民の負託に応えることを基本にしていることによるものです。		
10	第4条中の「市民自治」について、重要な概念であるので、第2条に定義しておくべきではないか。	本条例は四日市市市民自治基本条例(理念条例)に基づ〈条例であるため、あえて本条例においては定義しておりません。		
第5条	第5条(基本方針)について			
11	今までのように質問に終始することなく、「政策立案」「政策提言」ができるよう議員個人の資質向上に努めてほしい。	議員個人の資質向上については、第7条(議員の活動原則)でも触れており、議会としても、現在、各種研修を実施しております。今後とも、第31条(議員研修)に規定するように研修を実施しさらなる資質向上に取り組んでまいりたいと考えております。		

No.	意見の内容	意見に対する市議会の考え方
12		本条では、議員間討議により議会として意見を集約し、政策立案 や政策提言に繋げることを基本方針の一つとして示しており、第6 条では、まず議会が「議論の場である」ことを最初に明らかにし、ご 指摘のように、議会にとって議員間討議が重要な意義を持つこと を示しています。
第7	条(議員の活動原則)について	
13	議員個人として、資質向上を図るためにどういった内容について勉強するかを、頻度も含め具体化すべきではないか。市民の意見を把握するには、机上で考えるよりまず自ら現場に出て、見て聞いて確認することの重要性を認識することが必要であり、今いちばん欠けているのではないか。	本条は、第5条(基本方針)に規定する本市議会の基本方針を受けて、議員個人としての活動原則を規定するものです。そのため「議員として必要な資質」とは、その基本方針である市民との情報共有、市民参加の推進、政策立案及び政策提言を実現するため
14	第1項の「議員として必要な資質」とは何か、市民自治の観点から定義しておくべきである。その定義が曖昧なままではこの条項は意味を持たない。	のものを想定しています。
第8	条(会派)について	
15	第1項では「会派を結成することができる」というが、解説によると四日市市では会派設置の要件を「3人以上」とされており、少数意見を排除することになるおそれがある。三重県議会では1人の会派も認めており、価値観が多様との会派も認めており、価値観が多様となるである。また、市レベルの会派では政策で結びついているとはいえない面もみられ、第2項で規定されている「議員活動の支援」や「調査研究」を本当に会派活動の透明性をきないのかられ、第2項で規定されている「議員活動の支援」や「調査研究」をあり、会派活動の透明性をきないをあり、会派活動の透明性をきまざまかある。また、なぜそのようないが設置されており、なぜそのようないが設置されており、なぜそのようといるのか市民には理解しづらいことが多々ある。	会派の要件については、ご意見として承ります。 会派においては、第19条(政務調査費)に規定する政務調査費 を活用しての調査研究が行われており、その使途については全面 的に公開を行っております。今後とも会派活動の透明化に努めて まいりたいと考えております。

No.	 意見の内容	意見に対する市議会の考え方
第9条	<u> </u>	1
	会期を通年とすることで、広範囲多岐 にわたる課題に速やかに対応ができる ため、期待しています。	通年議会の趣旨にのっとり、主動的・機能的な活動に努めてまいりたいと考えております。
17	通年議会にすることのメリットばかりが解説されているが、課題もあるのではないか。全国に先駆けて会期を見直した三重県議会の事例なども参考に、市民との関係や市執行機関との関係なども含めて、十分に検討したうえで、その必要があれば規定すべきである。特に、議会費や市職員人件費の増加が必至と予想されるため、どのような配慮を行うのか明らかにしておく必要がある。	本条を規定するにあたっては、三重県議会も含めた先行事例を 調査し、メリット・デメリットを検討しております。ご指摘のとおり執 行機関にも影響を与えるものであるため、市民自治の実現のため に必要最小限の経費支出となるよう、通年議会の運用に関しては 執行機関と十分に協議を行い対応してまいります。
第11	条(政策提案の説明要求)について	
18	政策提案の説明を求める対象が市長 提案のものに限定されているが、第5 条で議会の政策立案を基本方針に掲 げるのであるから、議員が提案するも のについても「市民に対して」同様の説 明が必要であり、これに含めるべきで ある。また、「重要な」政策等の判断は 誰がするのか、具体的な基準も含めて 明らかにすべきである。	本条は、市長が提案する政策等について、議会での審議に必要な情報を規定したものです。なお、議会が政策提案を行う際は市民意見を聴取し反映に努めることを第25条(市民意見の反映)において規定しています。 また、「重要な」政策等の判断については、議会と執行機関で協議のうえ判断するものと考えております。
第12	条(質問)について	
19	執行機関に対する「質問」よりも、議員同士による議論の方が重要であり、本会議での議論方法について、まずは検討すべきではないか。また、第4項にある「その他事項は別に定める」とするのは隠れ蓑になりかねないため、条例や規則で定めておくべきではないか。	議員間討議については、第6章に規定しており、本条では執行機関に対する質問を整理し規定しています。 また、その他事項については、基本的には四日市市議会会議規則で定めていますので、「別に定める」の表記としています。
第13	条(反問権)について	
20	答弁する側として、質問の内容をより 詳し〈確認するためには当然の権利で あると思われる。また、傍聴する側にも 議会の緊張した雰囲気が伝わって〈る のではないか。	議論の明確化や、議員と市長をはじめとした市職員との議論の活発化により、議論が深まることを期待し規定しております。

No.	意見の内容	意見に対する市議会の考え方
21	「反問権」の意義は理解できるが、解説にあるように、反問権を使う者は市職員を念頭に置いているのはおかしく、本来は市長であるべきではないか。	本会議のみならず、委員会での反問も想定していますので、市 職員も含めております。
第14	条(発言取消しの勧告)について	
22	議会にとって都合の悪い市長や市職員の発言だけを取消し勧告するのではなく、まずは議員自身の発言について訂正や取消しができる旨を規定すべきではないか。	議員の発言の訂正・取消しについては地方自治法及び四日市市 議会会議規則において規定されているため、本条ではあえて規定 しておりませんでしたが、ご指摘を受けて「本会議又は委員会にお いて不穏当な発言を行った者に対し」と、議員も含めた形に修正い たしました。
第16	条(文書質問)について	
23	議員の調査機能を高める上で、「文書質問」制度には一定の理解ができるが、市長等に対する回答を「速やかに」義務化までするのはいかがなものか。 案件により即時対応が可能なものとそうでないものもあり、努力義務規定としてはどうか。また個々の議員による「文書質問」よりも、委員会など議会組織としての調査機能を充実させるべきではないか。	ご指摘のとおり、案件によって対応にかかる時間が異なることが 想定されますので、対応ができ次第速やかに応えるという意味で 規定しております。 委員会については、第9条(通年議会)に規定する所管事務調査 の活発化等により、活動を充実させてまいりたいと考えております。
第17	条(附帯決議)について	
24	「附帯決議」の前提として、市民の少数意見などにも考慮したものであることを基本とされたい。	附帯決議とは、議案審査の中で多様な意見が集約された結果、 予算の執行や条例の施行に係る議会としての意見や要望として 決定されるものであります。
第18	条(採択請願への対応)について	
25	「採択請願への対応」について、市長等に遅滞な〈議会へ報告することを義務化までするのは現実的に可能か。執行機関側とも事前に協議が行われているのか。	現状でも、市長等が措置することが適当な請願については、処理の経過及び結果については地方自治法第125条の規定により報告がなされ、また、事後の状況や対応等についても実質的に報告がなされているため、可能であると考えております。また、本条例の運用については、今後とも執行機関と協議を行ってまいります。
第19	条(政務調査費)について	
26	政務調査費の目的をしっかりと受け 止め、資質の向上等有効に活用してほ しい。特に、議員経験の浅い方に多く の経験を積ませる工夫がほしい。	政務調査費の有効活用を図るため、使途基準等の詳細を「政務調査費の手引き」としてまとめ、全議員に配付しております。今後とも政務調査費の活用が適切になされるよう努めてまいりたいと考えております。

No.	意見の内容	意見に対する市議会の考え方
27	「政務調査費」がどれだけ支給されているのか、また、どういったことに使われているのかも明らかにし、ホームページへ掲載をしてほしい。	政務調査費に関しては、議員1人につき月額70,000円が会派 又は議員に対して交付されており、このことは各年度の会派毎の 収支状況と併せて市議会ホームページに掲載しております。 また、市役所北館1階の市政情報センターにて、政務調査費収 支報告書、全ての1円以上の領収書、視察報告書等の写しをご覧 いただけます。
第22	条(議長の情報発信)について	
28	議長の「積極的な情報の発信」の具 体的な内容が分からない。	議会の代表として公の場に出ることの多い議長の努力義務を定めたものです。 具体的には、記者会見やインターネットを利用しての情報発信などさまざまなことが考えられますので、具体的内容について今後検討を行ってまいりたいと考えております。
第23	条(報告会等)について	
29	議会だよりや市議会ホームページで情報共有が十分なされているとの認識ではないでしょうか。また、立候補したときのマニフェストの進捗や議員個人の議会活動報告を、当選と同時に忘れてしまっているのではないか。第2項に「必要な事項は別に定める。」と記載されているが、一番重要な具体的な事項(いつ、どういった場所で、どんな内容を、対象者、頻度)をきめ細かに定める必要があるのでは。	議員個人としての議会活動報告は、第7条(議員の活動原則)に
30	「議会報告会」は努力ではな〈、義務 とすべきである。	報告会等を行うことは前提であり、それにより情報提供及び情報 共有するという努力義務規定としております。
第25	条(市民意見の反映)について	
31	「議員『提案』条例」ではな〈「議員『提出』条例」ではないか。また、パブリックコメント等の民意反映を、努力ではな〈義務とすべきである。なお、パブリックコメントについて、執行機関においては「パブリックコメント手続条例」が制定されているが、これは議会を含んでいないので、議会のパブリックコメント手続について別途条例を定めるか、本条例に必要事項を盛り込む必要がある。	議会に上程される前段階を想定しているため「議員『提案』条例」としています。また、災害時など、即時の判断が求められ意見を聴取する時間がない場合も想定されるため、義務規定とはしておりません。 なお、ご指摘のとおり、現行のパブリックコメント手続条例には実施主体に議会が含まれておりません。 議会としてパブリックコメントを実施するため、ご提示いただいた手法も含め今後検討を行ってまいりたいと考えております。
第26	条(請願趣旨の聴取)について	
32	「請願者等からの意見聴取機会」については、希望があれば説明機会を保障すべきであり、議会側の都合により「できる」とするのはいかがなものか。	

No.	意見の内容	意見に対する市議会の考え方	
第27	第27条(議員間討議及び意見集約)、第28条(政策提言等)について		
33	議員本来の仕事であり、ご〈あたりまえの表現だと思う。		
34	これまでの市への一方的な質問から 脱却し、類似課題について総合的に議 員間で議論を尽くし、よりよき政策提言 をしていただきたい。	本条の規定にのっとり、議員間討議を尽くし集約した意見により 政策提言及び条例提案に努めてまいりたいと考えております。	
第30	条(議会意見の尊重)について		
35	市長等に議会意見の尊重義務を課す前提として、議会が市民意見を十分に聞き、尊重する義務を負うことを明記すべきである。	市民意見の聴取については、第5条(基本方針)第3号に「市民参加の推進」を議会の基本方針として位置付け、第5章においてそのための具体的な手法を規定しております。また、第7条(議員の活動原則)において、議員が市民の意見を把握し政策立案及び政策提言に努めることを規定しております。	
第31	条(議員研修)について		
36	仕事の対価として報酬を受けるには 当然の義務と考える。有効利用し能力 向上に努めてほしい。	本条の規定にのっとり、議員の政策立案能力及び政策提言能力 の向上のため、必要な研修を実施してまいりたいと考えておりま す。	
第32	条(政治倫理)について		
37	「政治倫理」について、議員の努力規定ではな〈、義務規定とすべき。また政治倫理の具体的な内容については、内部の要綱ではな〈条例で定めるべきである。	四日市市議会政治倫理要綱に関しては、現在議会内で見直しに 向けて検討を行っております。	

No.	意見の内容	意見に対する市議会の考え方
第33	条(議員報酬)について	
38	どういう経緯を踏まえ現在の額に至っているか知りたい。どういった仕事にどれぐらいの時間をかけて、それに見合う報酬として今の額になっているのかが市民には全くわからない。 また、県内の市町議の中では、当市は最高額となっている。 先日の特別職報酬等審議会の答申でも据え置きとされているが、高くはないか。	
39	自治体の行政と財政を取り巻〈環境は大き〈変化しており、近年の経済の停滞に伴い、市民が共通に受けている所得減少と公共サービスの再編成という痛みに対応し、行財政改革への共感に結びつき得るような「市民感情に即した見直し」をすることが必要。本市より議員定数の少ない都市が一定数存在すること、市民主権や市民の参画と協働を推進する環境が整備されて、大田の議員報酬の水準、民間企業の平均給事であることなどから、地方公共団体の議員報酬の水準、民間企業の平均給事であるととが適当であると思う。	議員報酬については、市長からの諮問に応じ報酬等の額が適正かどうか議論を行う、本市区域内の公共的団体等の代表者その他住民で構成される四日市市特別職報酬等審議会(以下「報酬審」といいます。)において議論がなされ、その答申を受け、改定する必要がある場合は、議員報酬に関する条例の改正案を市長が議会に提出し、議会の議決により決定されております。報酬審においては、全国の同格都市・県内各都市における特別職の報酬等の額や本年度の人事院勧告、本市の一般職の給料月額並びに市議会における活動状況及び本市財政状況等を調査し、経済・社会情勢や同格他都市の改定状況などを併せて総合的に判断し答申が出されてきております。本市議会としても、現状の議員報酬は本条第1項に規定する「市民の負託に応える議員活動への対価」として適正な額であると考えております。今後、本市議会として議員報酬が適正な額でないと判断した際は、本条第2項の規定に基づき、その改定にあたって市民等の意見を聴取し反映させるよう努めてまいりたいと考えております。
40	報酬を公開し、活動に見合った金額 であるか常に評価されるべきである。	元を総収し及床とせるよう方のでよいりたいと考えてのりより。
41	「議員報酬の改定」について、議員が提案することは考えられず、非現実的である。よって、議員が提案するものに限定せず、議員報酬を改定する際は、市民等の意見を聴くことを義務化すべきではないか。また、報酬だけでなく、議員定数も同様に市民の意見を聴くことを規定すべきである。	